

# 環境・エネルギー対策資金

## 融資制度の概要

融資限度額

7億2千万円（特別利率4億円）

融資期間

設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）  
運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）



日本政策金融公庫

中小企業事業

## ▶ ご融資のイメージ



### 自社物件に太陽光発電設備を設置

A社は環境対策および光熱費削減のために、自社工場と事務所に太陽光による自家消費型発電設備を設置。

公庫は取引金融機関と連携して、太陽光発電設備設置に必要な資金を融資。



### 法定耐用年数を超過した CNC 旋盤の更新

B社は省エネルギー化と生産能力増強を図るため、法定耐用年数を超過した CNC 旋盤について、高効率誘導モータを備えた同種の新たな CNC 旋盤に更新することを計画。

公庫は取引金融機関と連携して、CNC 旋盤の更新に必要な資金を融資。



### 集塵機の更新

C社は金属加工業を営んでおり、溶解炉からばい煙が発生するため、大気汚染防止法の定めに従い施設の届出を行っている。今回、老朽化した集塵機の更新を計画。

公庫は、取引金融機関と連携して、集塵機の更新に必要な資金を融資。



### 吹付けアスベストの除去

製造業を営むD社は、本社工場内に吹付けアスベストが発見されたため、除去工事を実施。

公庫は取引金融機関と連携して、アスベスト除去に必要な資金を融資。



### 排水処理設備の更新

機械器具製造業を営むE社は、工場から汚水を排出するため、水質汚濁防止法の定めに従い施設の届出を行っている。今回、老朽化した沈殿槽などの排水処理設備の更新を計画。

公庫は取引金融機関と連携して、排水処理設備の更新に必要な資金を融資。



## 産業廃棄物中間処理施設内の破砕機の更新

優良産廃処理業者の認定を受けているF社は、リサイクル率の向上とコスト削減を目的に、産業廃棄物中間処理施設内の破砕機を更新する。公庫は取引金融機関と連携して、破砕機の更新に必要な資金を融資。

優良産廃処理業者認定制度はこちら



## 廃プラスチック熱分解炉の設置

G社は廃プラスチックから化学原料または燃料として利用可能な熱分解油を生産するため、熱分解炉を設置。公庫は取引金融機関と連携し、熱分解炉の設置に必要な資金を融資。



## バイオマス由来の原料に対応した製造プラントの設置

H社は環境負荷の低減を目的に、従前石油由来のプラスチック原料で製造していたプラスチック容器をバイオマス由来の原料に変更し、製造プラントを設置。公庫は取引金融機関と連携し、製造プラントの設置に必要な資金を融資。



## 老朽化したクレーンの更新

土木工事業者であるI社は、環境への配慮と受注増への対応のため、老朽化したクレーンを、より燃費のよいクレーンに更新。公庫は取引金融機関と連携して、クレーンの更新に必要な設備資金を融資。

企業

取引金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、環境対策の促進を図る中小企業の皆さまを支援しています。

# ▶ 適用利率表

見やすさの観点から簡略化しています。詳細は、支店までお問い合わせください。

	ご利用いただける方	融資利率
1	非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する方	次の設備は特別利率② ・発電設備（風力、地熱、水力、バイオマスエネルギー） ・熱利用設備（温度差エネルギー、バイオマスエネルギー、雪氷） ・燃料製造設備（バイオマスエネルギー） 次の設備は特別利率① ・発電出力 10kW 以上の自家消費型太陽光発電設備 ・熱利用設備（地中熱、太陽熱）
2	法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するための同種の新たな設備であって、一定の要件を満たした設備を取得し、省エネルギーの推進を図る方	基準利率 -0.65%（7億2千万円まで）
3	(1) ばい煙、揮発性有機化合物など大気汚染の原因となる特定物質を排出する方	特別利率③
	(2) アスベストを発生または飛散させる方	特別利率②
4	(1) 汚水、廃液など水質汚濁の原因となる特定物質を排出する方	特別利率②
	(2) 有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置する方など	
5	(1) 産業廃棄物を生じる方、または産業廃棄物の処理を行う方	以下の認定を受けた方は特別利率③ ・廃棄物処理法に基づく無害化処理の認定 ・廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者の認定 上記以外の方は特別利率②
	(2) 次のいずれかの施設を整備する方 ・廃棄物の排出を抑制するために必要な施設 ・廃棄物、使用済み物品など、または生産活動に伴う副産物を原材料として利用するために必要な施設	
	(3) 次のいずれかを製造するために必要な施設を整備する方およびプラスチックをリサイクルするために必要な施設を整備する方 ・プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料 ・プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料を利用する製品 ・再生プラスチックを利用する製品	特別利率②
	(4) 次のいずれかの認定を受けた方 ・高度再資源化事業計画の認定 ・高度分離・回収事業計画の認定 ・再資源化工程高度化計画の認定	特別利率③
6	PCB 廃棄物を自ら処分する方または処分を委託する方	基準利率
7	(1) 次のいずれかに該当する建設機械等を取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。） ・省人化建設機械に認定された建設機械 ・燃費基準達成建設機械に認定された建設機械 ・GX建設機械に認定された建設機械	認定された建設機械以外から更新を行う場合は、特別利率②
	(2) 環境省ホームページの「型式届出特定特殊自動車一覧」に記載された特定特殊自動車のうち、排出ガス 2014 年基準適合車を取得する方（リース・レンタル事業者を含みます。）	一定の要件を満たす買替えを行う方は特別利率① 上記以外の方は基準利率
8	土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行う方（ただし、業として行う方を除きます）	土壤汚染対策法に基づく義務、指示または命令により行う方は、特別利率③ 上記以外の方は基準利率
9	海上運送法に基づく特定船舶導入計画の認定を受けた方	特別利率②（土地に係る資金を除く）

上記の他に、「環境・エネルギー対策資金（GX関連）」もございます。

## JFC 日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細  
はこちら

